

## 令和の日本型学校教育を追究

県南教育事務所長  
小松崎 龍太郎

「光陰矢の如し」令和4年度は残り1か月、今年度の茨南だよりも最終号となりました。1年間を振り返りお伝えさせていただいたことを、以下にまとめました。

- 子どもたちが生きる未来は、さらに予測困難で非連続かつ多様性の時代となることが見込まれる。学びを通じた、変化に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力、学びで得た知見や経験から新たな価値を創造する力など、我々を取り巻く多様な変化に柔軟に対応できる力の育成。
- 新学習指導要領の着実な実施のために、教育課程を見直す。教わるから学ぶへ・管理から自己決定へ・指導から自走への支援へ。自校の教育目標達成のための効果的な手段になっているか、手段が目的になっていないかという視点でさらに見直しを進め、教職員の働き方を含めて改革を推進。
- 不祥事根絶を目指して、創意工夫した校内研修を積み重ねるとともに、先生方一人一人が声をかけ合い高め合う、より良い職場作りに学校組織をあげて取り組む。不祥事根絶のための取組をさらに深化。
- 学校が目指していることを全職員が理解し、校内や教室の環境に、先生方の授業の実践に、そして、子どもたちが学習に取り組む姿に表れている。
- 今年度からの4年間の第2次版（新しい茨城への挑戦）を策定。基本理念は「活力があり、県民が日本一幸せな県」「新しい豊かさ」「新しい安心安全」「新しい人財育成」「新しい夢・希望」という四つのチャレンジ。
- 生徒指導提要の改訂。生徒指導のあり方のアップデート。令和5年4月より施行される「こども基本法」について再確認し、令和の日本型学校教育を追究。
- 学校、家庭及び地域社会が連携。
- 日頃の何気ない言葉や対応が、相手の気持ちを傷つけたり、不快な気持ちにさせたりしていることはないか。「言葉の大切さ」や「相手の捉え方」等を学校・家庭・職場で考えてほしい。
- 到達されていない課題については、次年度の取組につなげる前に、今年度中にできることを確認し、残り3か月の間に補充・深化。
- 日々の実践の中で課題意識をしっかりとち、解決に向けた具体的な取組を通して、先生方それぞれの専門性を高める。

振り返ってみますと、県南管内206校の小・中・義務教育学校すべてが、自校の課題を適切に捉え、目標を設定し、学校総掛かりで課題解決に取り組んだ1年間であったと思います。その真摯な姿と教職員の皆様のご尽力に心より感謝申し上げます。現在、各学校では、今年度の成果や課題を分析・整理して次年度に向けて様々な施策を講じている頃かと思えます。次年度も、実効性のある教育活動を組織として展開し、令和の日本型学校教育を追究していただければ幸いです。

結びになりますが、この1年間、県南教育事務所の事業にご理解とご協力をいただき有難うございました。

## 総務課

## 年度の変わり目は職員や扶養者の状況に変更が生じやすい時期です

4月は就職・転居等により、各種手当の認定状況に変更が生じやすい月となっております。

現況に変更等があった際には、事実が発生した日から15日以内に事務へ届出をする必要がありますので忘れないようにしましょう。なお、すでに変更となることが確定している場合には、事前に内容等を事務職員に伝えておく手続きがスムーズに行えます。

また、報告が遅れますと、事務職員による書類の作成作業や、内容によってはご自身が金融機関で納付手続きを行うなど、本来不要な負担が生じることとなりますので、ご協力をお願いいたします。



一人一台端末の整備は、「授業の質的变化」や不登校児童生徒等への「学びの保障の充実」など、多くの新たな変化を生みました。すでに、児童生徒にとって端末は、文房具の一つになり始めています。教師がその活用を促進・支援するには、端末を前提とする視点からの授業設計が必要です。令和5年度、茨城県教育委員会は、学力向上推進プロジェクト事業の「授業カブラッシュアップ研修」を終了し、「学びのイノベーション推進プロジェクトを通じたモデルとなる授業の発信」を5教科に拡充します。「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進してまいります。

また、4月から「こども基本法」が施行となります。12月に改訂された「生徒指導提要」にもあるように、「子供の権利」を尊重した教育活動の推進が求められます。子供施策を包括する「法」が整備されたことで、私たちが提供する教育活動への認識の修正や再構築が必要となります。「法」に則った教育の提供ができるよう、市町村教育委員会及び各学校での準備をお願いいたします。

### 生徒指導のさらなる充実に向けて ～生徒指導提要（改訂版）を基にした改善を～

本年度も、生徒指導関連各種事業の活用や学校訪問、調査等、たくさんの御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和4年12月に「生徒指導提要（改訂版）」が公表されました。今回の改訂では、生徒指導の意義や、その構造等を整理した上で、いじめや不登校、児童虐待、自殺、多様な背景を持つ児童生徒への対応等の個別の課題について、未然防止や早期発見・対応といった観点から、指導に当たっての基本的な考え方や留意すべき事項が示されています。

12年ぶりの改訂であることや、令和5年4月1日に「こども基本法」が施行されること等もあり、社会的にも注目されている改訂です。各学校においては、研修を着実に進め、内容についての理解を深めるとともに、改めて今年度の生徒指導の振り返りをお願いいたします。また、新年度に向けて、「いじめ防止基本方針」や「危機管理マニュアル」、「問題行動対応マニュアル」等の見直しも進めていただきますようお願いいたします。

生徒指導班では、今後も各学校の生徒指導のさらなる充実を支援していきたいと考えております。チーム学校としての生徒指導体制の充実のためにも、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW・SV）、スクールロイヤー（SL）等、各種専門家との積極的な連携、活用もお願いいたします。

### 特別支援教育の充実に向けて

#### 令和4年度特別支援学級担任等授業改善研修会(集合指導訪問)

今年度、管理職部会は、教頭先生方を対象にオンデマンド研修とオンライン研修のハイブリット型で行いました。オンデマンド研修では、動画の視聴及び、事例に対して学校としてどのように対応していけばよいかを考え、共有を図りました。担当者部会では、令和2・3年度通級指導者養成プロジェクトを受講した9名の先生方が、研修で学んだ知見を基に自立活動における実践発表を行いました。どの発表も、児童生徒の実態把握を大切に、自立活動プロセスシートなどを用いて必要な内容項目を精選し、個別の指導計画を作成しており、個に応じた具体的な指導や支援が分かり大変参考になる実践でした。

また、小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の担当間の研究協議では、特別支援教育の推進と連携の強化に向けて話し合い、充実した研修となりました。

「自立活動」の目標は「個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う」ことです。特別支援学級・通級指導教室での自立活動の時間はもちろん、学校教育活動全体を通して行います。各学校においては全教職員で本研修の内容の共有を図り、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する指導や支援の一層の充実にも努めていただきますようお願いいたします。

#### ★令和4年度通級による指導担当者養成プロジェクト★

2月17日（金）に「通級による指導担当者養成プロジェクト」の実践事例報告会がオンラインで行われました。本プロジェクトは、筑波大学の教員による講義を受け最新の知見を得るとともに、助言を受けながら事例研究を進め、通級による指導（自立活動）の向上を図るというものです。県南地区からは8名の先生方に受講後の実践報告をしていただきました。通級による指導はインクルーシブ教育システムの構築のために、重要な学びの場となります。今回の成果を各地域に発信していただき、特別支援教育の推進をお願いいたします。当該校の校長先生方には授業動画視聴の時間確保等、研修にご配慮いただきありがとうございました。

